

指定居宅介護支援事業所はぎやま運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団愛有会が開設する指定居宅介護支援事業所はぎやま(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては関係市区町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 地域包括支援センターと連携を図り、支援困難ケースを積極的に受け入れる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 社会医療法人社団愛有会 指定居宅介護支援事業所はぎやま
- 二 所在地 東京都東村山市本町4-7-14

(職員の職種・員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上(管理者と兼務・主任介護支援専門員 1名)
介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたる。
- 三 事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上でサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付するとともにサービス事業者等に対して個別サービス計画の提出を求めるものとする。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

- 二 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況(以下「モニタリング」)を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも月1回モニタリングの結果を記録する。
- 三 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を当該事業所や利用者宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 四 介護支援専門員は居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じることとする。
- 五 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は東村山市・小平市・東大和市・東久留米市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生

した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(サービスの利用について)

第11条 介護支援専門員は「居宅サービス計画(ケアプラン)」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を利用者やその家族に書面で提示する。

- 一 複数の事業所の紹介について
- 二 当該事業所を居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けた理由について
- 三 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

(感染症の予防)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね年2回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措

置を講じるものとする。

- 一 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止の為の指針の整備。
 - 三 虐待を防止する為の定期的な研修の実施。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第14条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行いません。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(業務継続計画)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 指定居宅介護支援事業所は介護支援専門員の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上を実施
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 介護支援専門員1名につき担当利用者数を45名未満までとする。
 - 5 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サ

ービス計画の完了の日から最低5年間は保存するものとする。

- 6 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は社会医療法人社団愛有会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は平成12年4月1日から実施する。

但し要介護認定準備等に関わる居宅サービス計画作成については平成11年11月11日以降から行うものとする。

平成14年1月1日改正	平成17年7月5日改正
平成18年8月1日改正	平成19年8月1日改正
平成20年10月1日改正	平成22年6月5日改正
平成24年4月1日改正	平成25年4月1日改正
平成25年12月16日改正	平成26年3月1日改正
平成27年9月14日改正	平成27年10月15日改正
平成28年10月17日改正	平成28年10月21日改正
平成28年11月24日改正	平成29年3月13日改正
平成29年10月12日改正	平成29年10月31日改正
平成29年12月14日改正	平成30年1月8日改正
平成30年4月2日改正	平成30年5月1日改正
平成30年12月11日改正	令和元年10月1日改正
令和2年5月1日改正	令和3年2月15日改正
令和3年4月1日改正	令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正	